

衣按唐員外郎起璘因話錄云德宗嘗暮秋獵于苑中是日天色微寒上謂近臣曰九月衣衫二月衣袍與時候不相稱欲遞遷二月翌日命翰林議承旨李吉甫請宣示萬方編之於令學士李程奏曰月令十月始裘月令是玄宗皇帝刪定不可改易上乃止由是與吉甫不協

四月更衣例

〔故實拾要〕四同日〇四月〇更衣改衣トモ云

是今日夏冬ノ御衣ヲ被召改義也南殿ノ御裝束ハ裝束ノ史并史生官掌等奉仕之清凉殿ノ御裝束ハ出納役號也掃部寮御藏役號也南座役號也奉仕之

〔小野宮年中行事〕四月同日〇朔掃部寮撤冬御座供夏座事

〔東宮年中行事〕四月一日改御裝束事

このひのあしたに行事のくら人ならびに宮づかさらたちはきところの衆女官等をして冬の御しやうぞくをあらためなつの御しやうぞくをよそふなつはかべしるをかけずござこれをしきあらたむかたびらかけあらためてん上をよそほひ所々のたみこれをしきあらたむ大ばむ所にはひつをとるてんしやうにはひつをととりてゐぎのばむををく

こんあんによるのおとゝのふるき御丁のかたびらどもをよび所々のごさは大ばむ所にたてまつる女房に是をわかち給はるひのごさをばによくわむにわかちたまふたゞしごさを給はずとばのゐんの御時ちやうぢぐわむねんの四月にすけあきすゑのあそん三位のちすけいまださだまらざるあひだ大進あきたかれうをゐん河白より給はりてとゝのへたて

まつるおなじきとしの十月のころもがへるときれいにまかせて女房によくわむにわかち給ふべしまかるをひれいなりとてゐんのおほせにて女房によくわんに給はずちやうどをさだめたるによくわむらうれへ申これによりてすけためふさのあそむごぎしよのわたをめして一人にひとむこれを給はる二でうのゐんの御時このれいによりてゐん羽鳥のおほ